

家族信託編

家族信託_⑥ ～任意後見と家族信託_1～

(毎回の事例とテーマは関連がありません)

2025.2.27

小川FP・行政書士事務所

小川 佳宏

僕たちのようなシニア世代やさらに上の世代の人たちが利用できる制度は以前も勉強しましたが、もう一度、復習したいです。いろいろ制度があってわかりにくいですね。



そうですね。今日は生前、頭がしっかりしている時に考える移行型の任意後見と家族信託について勉強してみましょう。



これらは両方同時に使うことができるのですか。



はい、可能です。むしろ、ベースは任意後見契約があって、特別な思いがあるような場合は家族信託を利用するとその思いが達成できる場合があると思います。



話しそれますが、遺言書だけではいけないのですか。



そんなことはありません。財産を確実に1代先のみ承継するだけのニーズなら遺言書だけでも十分でしょう。要は任意後見契約や家族信託を利用する理由、動機、事情が明確かどうかを専門家とじっくりと話しあってください。



そうですね。うちは賃貸アパートがあります。管理も面倒になったり認知症にでも自分になったらどうしようと思いかもありますね。



そういう理由があれば利用するとよいでしょう。しかし、賃貸アパートの場合は注意が必要です。通常の契約の更新だけなら任意後見契約でも十分でしょうが、一般に大規模修繕や建て替えは任意後見契約ではできません。



どうしてですか。家族信託ではできるのですか。



任意後見は本人の財産の維持を目的にするので、大きな変化を伴う財産の費消はできないのです。一方、家族信託はもともと委託する人の財産の管理が目的なのでできるのです。



施設入居など身上監護に関する契約は施設とできるのですか。



一般に家族信託契約では身上監護契約はできません。あくまでも財産の管理のための契約です。従い、そこは任意後見契約が必要とされています。将来、入りたい施設があれば事前に本人とお子様で訪問されてはいかがでしょうか。



本日、是非、知っていただきたいこと

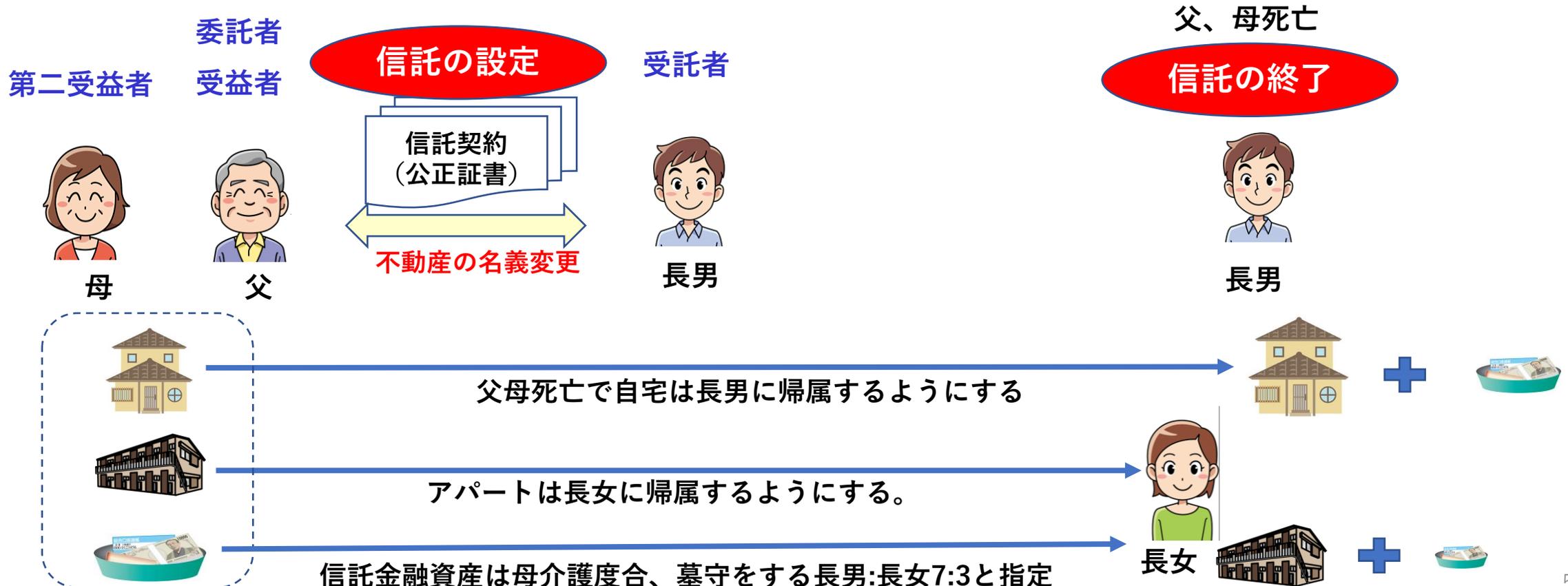
- ✓ シニア世代が利用できる制度は専門家と相談して、どの制度を利用したらよいか十分に話し合ってください。
- ✓ その上で、家族信託を利用するべきかどうか、任意後見契約や遺言書だけでもよいのか十分に検討するとよいでしょう。
- ✓ 特に家族信託と任意後見は併用ができます。将来、備えたいニーズや目的をはっきりさせてから利用します。

事例5 遺言代用信託で成年後見人回避したい

設定の背景、想い

目的： 成年後見を回避し、父母の財産管理と母の遺言機能を持たせる。

- ◆妻（母）が認知症（遺言能力不安）、自分（父）が死んだら全財産を妻に渡したい。
- ◆自分の死後、長男が自宅へ引っ越し、同居し妻の面倒をみる。
- ◆長男が自宅を、長女が賃貸アパートを相続させることで家族内で合意あり。妻が遺言書かけるか心配。



シニア世代が利用できる契約

家族信託契約では、直接本人の身上保護の分野には立ち入ることができないので、あらかじめ任意後見契約を締結し、生活や療養看護のための支援や手配に備える必要があります。

死亡

①見守り契約

②財産管理契約（委任契約）

③任意後見契約（代理権目録）

④家族信託契約

⑤尊厳死

終末医療宣言

⑥ 遺言執行
（公正証書、自筆＋保管）

⑦ 遺産分割協議

⑧ 死後事務委任
（祭祀用金銭管理信託契約）

②、③を組み合わせた契約を移行型任意後見契約という。預金等の払い戻しができる。太字が契約書事例有り。

移行型任意後見と家族信託の併用

双方の制度の違いを理解した上で、併用により本人やご家族の実情、ニーズ等に広く対応し、安心・安全と利便性の最適なバランスを追究できる可能性が高まります。

家族信託

重要な財産の管理・運用・承継等を担う

任意後見

手元の財産管理と身上監護等に係る事務及び将来の信託の管理を担う

家族信託と任意後見制度の併用

任意後見制度では家族信託ではカバーできない身上監護や、信託財産以外の管理ができます。

任意後見制度

財産管理制度
+

身上監護（生活や療養）

**本人の固有の財産（信託設定しない、
年金も管理可能です）**

公正証書で**任意後見契約（代理権）**

家庭裁判所による任意後見監督人の監督
に服します

任意後見人が財産、身上監護をします

家族信託

財産管理制度

信託財産（信託口座、信託登記）
年金債権は設定できません

公正証書で**家族信託契約**を作ります

金融機関の口座開設の契約書の
リーガルチェックが必要です

受託者が信託財産を管理します

Thinking time !

家族信託を少し理解してみましょう。

いろいろな制度

- ・シニア世代が利用する制度で興味がある制度は何ですか。
- ・自分で調べたりして使いわけについて理解していますか。



任意後見と家族信託

- ・将来、ご自身が認知症になることに対してご心配をしていますか。
- ・任意後見や家族信託の利用を考えたことがありますか。

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

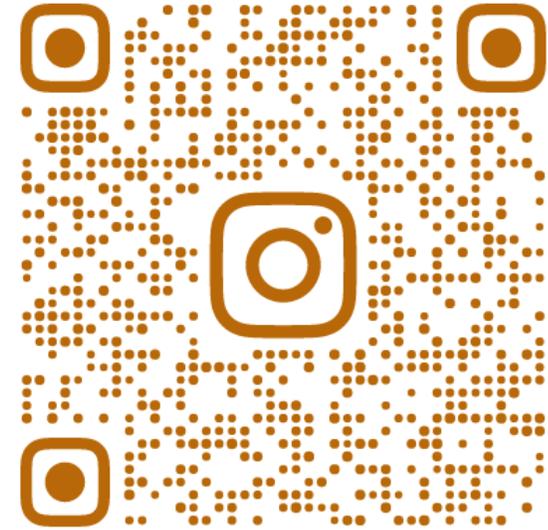
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN